

給与支払報告 特別徴収

にかかる給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	郵便番号			特別徴収義務者 指定番号	個人番号			
石川県鳳珠郡 穴水町長宛		名称				担当者 連絡先	係名			
		代表者の 職氏名印	印				担当者			
						電話				
給与取得者		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	徴収 済月	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収額 (ア) - (イ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収	1月1日から退職時 迄の給与支払額	退職手当等の 支払額(予定額)
個人番号										
フリガナ										
氏名	(旧姓)	生年 月日	月分 から			/ /	1. 退職 2. 就職 3. 転勤 4. 欠職 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他	1. 特別徴収 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人徴収)	円	円
	(1月1日現在の住所を必ず記入願います)		月分 まで							
旧住所								※1.2を○で囲んだ 場合は下の◎欄 にも記入してく ださい	控除社会 保険料額	円
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)								区 分	一般・障害

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

(翌年の1月1日以降の退職者については、本人の申出がなくても、
残税額を一括徴収することが義務付けられています。)

一括徴収する場合異動者	給与又は退職手当 等の支払予定日	一括徴収予定額 上記(ウ)の額	納 入	
	月 日		月分にて	月 日

一括徴収できな い場合	理由	1. 異動の日が6月1日から12月31日までの間で、本人からの申出がないため 2. 異動の日が1月1日から4月30日までの間で、残税額(上記(ウ)の額)を超える退職金などの支払がないため
----------------	----	--

◎転勤等による特別徴収届出書

月割額	円	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	特別徴収義務者 指定番号	新規
	月分から徴収し		名称	担当者	係名
納入する。			個人番号又は 法人番号	担当者 連絡先	電話
給与支払方法 及びその期日		払込を希望する金融 機関の所在地及び名称		経理責任者氏名	

記載心得

1. 給与支払報告にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、本町に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに提出してください。

2. 特別徴収にかかる給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある者が給与の支払を受けなくなった場合に、その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の町県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収する届出書は、本町から特別徴収税額の通知のあった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3. 「個人番号」の欄には、これらの届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された個人番号を記載してください。

4. 「異動後の未徴収税額の徴収」欄には、次の要領により記載してください。

- (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「特別徴収継続」を○で囲んでください。
- (2) 退職後令和3年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、「一括徴収」を○で囲んでください。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、「普通徴収」を○で囲んでください。

5. 「退職時までの給与支払額」欄には、退職により給与の支払を受けなくなった場合に、その年の1月1日から退職時までに支払の確定した給与の額を、「控除社会保険料額」の欄には、退職時までに給与から控除した社会保険料の額を記載してください。

6. ※印の欄は、記載しないでください。